

伊佐市産後ケア事業（宿泊型）のご案内

出産後「育児の協力者がいない」「産後の疲れで体調が良くない」「眠れない、ゆっくりしたい」「赤ちゃんのお世話の仕方が分からない」など、お母さんがゆっくり体を休めたり、助産師による授乳指導や育児相談を受けていただくために、産後ケア事業（宿泊型）を実施し、費用の助成を行っています。

1. 利用できる方

おおむね産後5か月までのお母さんと
そのお子さんと、次の条件を満たす方

- 申請及び利用の時点で伊佐市民の方
- 産後ケアの利用を希望する方

※医療が必要な方は利用できません。

2. 産後ケアの内容

お母さんと赤ちゃんの体調に合わせて宿泊して次のサービスを受けることができます。

- お母さんの体調管理とケア
 - 赤ちゃんのお世話などについての相談
 - 授乳方法やお風呂の入れ方などの相談
- ※利用期間は原則7日以内となります。（必要に応じて14日間まで利用が可能）

3. 1日あたりの産後ケア基本利用料（宿泊型）・・・19,800円

4. 1日あたりの利用金額（自己負担額）※5日利用まで。6日以降はお問合せください。

	市民税課税世帯	市民税の非課税世帯 生活保護受給世帯
乳児が1人の場合	4,500円	0円
乳児が2人以上の場合 (双子等)	2人目以降1人につき 1,500円	2人目以降3人目まで 0円 4人目以降1人につき 750円

○1泊2日で利用される場合は、2日分の利用料がかかります。

例) 市民税課税世帯の場合 1泊2日 9,000円、2泊3日 13,500円

○利用料金は自己負担額を直接医療機関にお支払いください。

○上記金額以外に、オムツ代等自己負担が生じる場合があります。

5. 申請

伊佐市役所こども課こども健康係に『産後ケア事業利用申請書』はありますので、母子健康手帳を持ってこども課で申請をしてください。



6. 利用可能な医療機関

なかむら産婦人科	0995-24-2238	伊佐市大口上町46番地12
----------	--------------	---------------

7. 問い合わせ先

伊佐市役所こども課こども健康係 Tel 0995-23-1311 (代表) 0995-23-1328 (直通)